

派遣料金と派遣労働者賃金差額の割合（マージン率）

改正労働者派遣法に基づく、マージン率の公開

※令和3年3月末

1. 労働者派遣実績及びマージン率

拠点名称	株式会社フクシ・エンタープライズ
拠点所在地	東京都江東区大島 1-9-8 大島プレールビル 5階・6階

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 日8時間当たりの平均	(1)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②) ÷ ①
1	1	18,396		14,566	20.8%

● マージン率とは

派遣先より株式会社フクシ・エンタープライズに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

● マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）	
会社運営経費	健康診断費	一般健診及び生活習慣病予防検診の受診費用
	募集費用	募集にかかる求人媒体費（求人誌及びインターネット等）
	就業管理費用	派遣労働者の終業に関する費用（教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等）
	営業費用	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益

2. 教育訓練に関する事項

- ・施設研修
- ・職種別研修
- ・接客、接客研修
- ・救急救命訓練
- ・マネジメント研修
- ・ITアプリケーション研修
- ・個人情報取扱い研修

3. 労働者派遣法第30条の4条1項の労使協定に関する事項

・労使協定の締結可否	：締結済み
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	：原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
・労使協定の有効期間の終期	：2022年3月31日